

みなさまとともに 2026 新井しんきんの現況



ARAI SHINKIN REPORT 2026

いもり池より

 新井信用金庫



■新井信用金庫の現況

目 次

ごあいさつ	1
中期経営計画	2
経営方針	3
事業運営の考え方	4
持続可能な社会を目指して	6
カスタマーハラスメントに対する基本方針	8
地域貢献・地元と共に	10
主な事業内容	12
2025年度の事業概況	15
データで見る最近の業績	16
自己資本の充実の状況等	33
役職員の報酬体系	44
監査報告	44
地域密着型金融推進計画の進捗状況	45
地域金融円滑化の取組み	46
総代会制度	48
組織図・役員	49
当金庫の沿革	50
営業地域・店舗等のご案内	51
信用金庫の「中央金融機関」のご紹介	52
信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、 同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目	54



ごあいさつ

日増しに、日差しや風の中に夏の訪れを感じる今日この頃、会員の皆様には、益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

ここに第78期の事業概況と決算について、ご報告申し上げるに当たり、平素当金庫の事業発展の為に、格別のご支援ご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。当金庫は、「中小企業の健全な発展」、「豊かな家庭生活の実現」、「地域社会繁栄へ

の奉仕」の基本理念のもと、「金融機能の充実、強化」、「経営基盤の強化」、「金融業務のデジタル化の推進」、「強靱な経営体質の構築」、「環境の変化、変革に対応し得る人材の育成」の五つの経営基本方針による、令和7年度事業計画を策定し、推進を図ってまいりました。

わが国経済は、国内サービス消費とインバウンド客の増加により、観光や飲食等を中心に経済活動の正常化が進み、緩やかな回復傾向が続いていると言われております。しかしながらウクライナへのロシア侵攻が長期化する中、新たにアメリカのイラン攻撃により、地政学リスクが増加し、原油価格が高騰し燃料価格の上昇に加え、原材料・製品価格・日用品・食料品価格等の一層の値上がり懸念されています。また、日銀は昨年政策金利引上げを実施し「金利のある世界」が定着してきました。一方米国はインフレ抑制のため金利下げを見送り、トランプ大統領の通商政策により、日米の株式市場、為替相場、各種金利の動向が、世界や日本の金融・経済に与える影響が予想しにくい状況が続いています。また、地方経済においては、これまでの人口減少・少子高齢化の益々の進行と経営者の高齢化と後継者難の構造的課題の顕在化に加え、足元において原材料や各種製品の価格高騰・人手不足が続く事などが、地域経済の中心である中小企業の業況回復の重荷になっています。

当金庫は、地元地域経済の活性化に向け、五つのSに努める・SPEED（スピード）すべてに迅速な対応を・SMILE（スマイル）すべてを笑顔とおもてなしの心で・SUPPORT（サポート）すべてでお客様と地域のささえに・SPORTY（スポーティー）すべてに活動的で積極的に・SIMPLE（シンプル）すべてを無駄なく率直に。「誠実」「謙虚」「尊敬」をスローガンに、地域の皆様の事業環境と生活環境の安定と活性化に貢献する為、金融機能とコンサルティング機能の質を高め地域とともに成長し、地元地域に必要とされる信用金庫を目指してまいりました。新型コロナウイルス感染症の大量感染の可能性が低いことから、Web形式も含め、お客様向けのセミナー、文化講演会、優良企業視察、新信会行事をリアル形式にて再開しております。日本経済を取り巻く環境は緩やかに回復しつつあると言われておりますが、地域経済情勢は業種や経営規模によって、厳しい状況が続いている取引先が多いとの思いから、資金繰支援、条件変更対応、事業継続支援、事業再構築支援、事業承継支援、財務及び経営改善など事業所取引先の皆様の課題解決支援と生活安定支援に向けた個人ローンに全力で取り組んでまいりました。

第78期は地域の皆様の心強い支援の下に、役職員一同が取組を進めてまいりました結果、おかげ様で、期末残高で預金は1,155億円、貸出金は422億円とする事が出来ました。収益面では貸出金利息、預け金利息、有価証券利息配当金が増加し、経費の節減対策継続による減少、資産の健全化に向けて、不良債権の新規発生防止と回収処理に努めました。一方、費用面では政策金利の引上げにより、預金利息の大幅な増加と評価損の出ている日本国債等の一部有価証券のメンテナンスによる売却損失計上を行いました。その結果、経常利益は136百万円を確保し、税引き後の当期純利益は122百万円とすることができました。自己資本比率は14.06%となり引続き健全性と信頼性の維持に努めております。

経済環境が大きく変化する中、地域の構造的な問題と物価高騰分の価格転嫁が遅れ、売上と利益が依然として厳しい中小企業が営業地域内に存在する状況にあります。当金庫は地域経済と地元取引企業がこれまでの構造的課題と新たに発生する課題に適切に対応し、持続可能な姿となるよう、資金支援はもとより、事業継続・事業承継・M & A・DX・創業・事業成長・金利ある世界への対応に向け、これまで以上に地域密着型金融と課題解決型金融に取り組んでまいります。また、今後も地公体をはじめ各種団体や各支援機関との連携継続と金庫内部体制のレベルアップを図り、信用金庫の使命役割を果たすべく、役職員一同さらなる精進に努めてまいります。

何卒、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶と致します。

新井信用金庫

理事長 丸山利之

中期経営計画

『未来を拓く変革への挑戦』

～信用金庫の真価の発揮と地域の持続性発展を目指して～
中期経営計画（2025 年度、2026 年度、2027 年度）

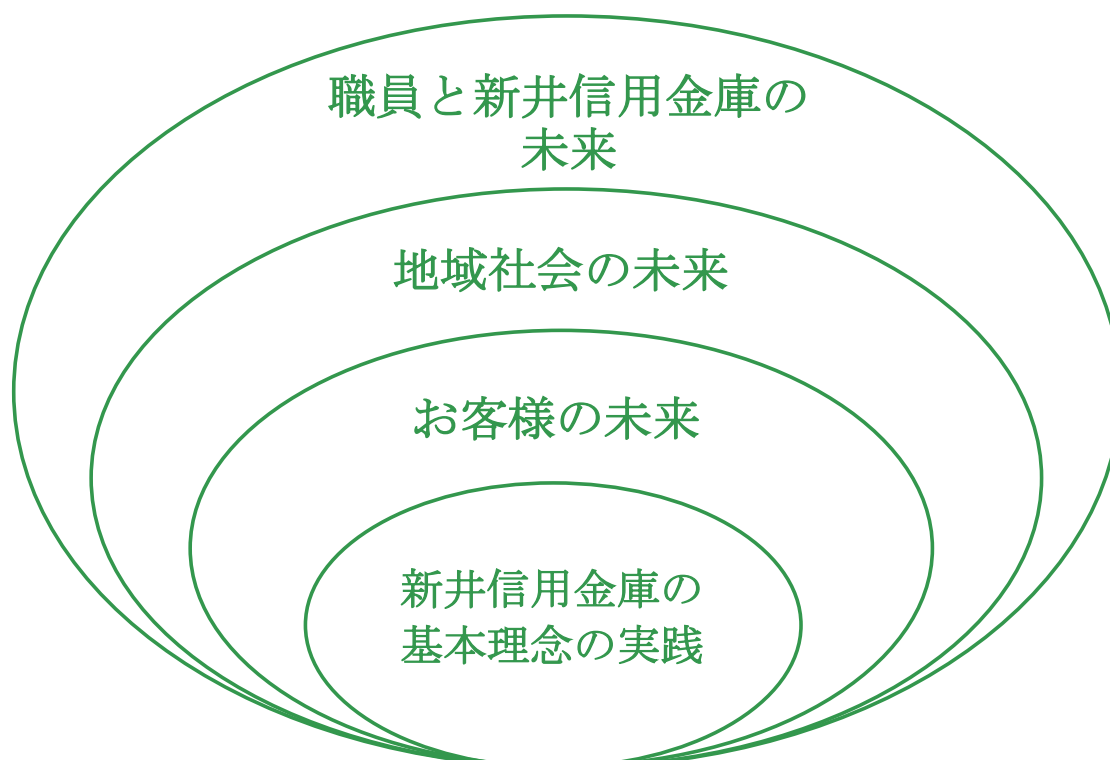
経営の基本理念

1. 中小企業の健全な発展
(地域に存在する中小企業の活動を活発にし、将来に亘って健全に発展する為に支援します。)
2. 豊かな家庭生活の実現
(人口減少が進む地域の中で生活している多くの人々の「幸せ」のため、コミュニケーションの場の創造や楽しいプランを提供すると共に、多様な金融仲介機能も提供します。)
3. 地域社会繁栄への奉仕
(社会的、文化的、教育、健康、福祉、環境、安全、安心等について地域が繁栄するように、すべての問題に関心を持って、地公体・商工会議所等各種団体と連携を密にして取組めます。)

★目指すべき姿

新井信用金庫は、会員、お客さま、そして役職員をはじめとする地域のすべての人々の成長と幸せの為に行動し、協同組織の地域金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創る。

○職員、お客様、地域社会、信用金庫の持続可能な未来の為に



経営方針

■経営基本理念

○中小企業の健全な発展

○豊かな家庭生活の実現

○地域社会繁栄への奉仕

当金庫は「地域金融機関」としての認識のもとに、上記の使命を果たすべく努力を重ねてまいります。

■経営計画

1. 金融機能の充実、強化

2. 経営基盤の強化

3. 金融業務のデジタル化の推進

4. 強靱な経営体質の構築

5. 環境の変化、変革に対応し得る人材の育成

当金庫では、経営基本理念に基づき使命を果たしていく為に、経営計画を策定しております。現在の経営計画に於ける重点項目は上記の5つです。信用金庫の独自性、専門性を追求し、発揮しながら、地元の皆さまのご要望にきめ細かくお応えすることにより実現してまいります。

当金庫の事業運営の考え方

●リスク管理体制について

金融の自由化の進展に伴い、経営全般に亘りさまざまなリスクが生じ、金融機関にとって、リスク管理の徹底が重要課題となっております。こうした中で当金庫では、リスク全体を総合的に管理する体制の整備をめざし、基本方針、規程の整備、管理手法の研究、人材の養成等に取り組んでおります。又、万が一損失が発生した場合、それを最終的に吸収する役割を担う自己資本の充実に努めております。

資産の調達、運用については、金利の変動状況等調査把握し、ALM委員会で先行きの金利の見通し等検討し、資産・負債を総合的に管理することにより、一層の経営体質の強化、健全経営に努めております。

貸出資産の健全性を堅持するために審査部と管理部を充実強化し、常に融資の原則に基づいた運営ができるように、厳正な審査、管理体制をとっております。

尚、資産の査定については、管理部に資産査定課を設けると共に、資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。

又、監査室を設け、内部検査等を通じて事務レベルの向上、事故防止体制の確立を図ると共に、コンプライアンス体制が有効に機能しているか、統合的なリスク管理体制が適切かつ有効であるか等検討し指導することにより経営の健全化に努めております。

●法令遵守体制について

当金庫は信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めていますが、特に法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営に努めております。

法令遵守の体制として、総務部内に倫理・法務室を設けると共に、コンプライアンス委員会を組織しコンプライアンス基本綱領、マニュアル・プログラム等整備し、監査室とも連携しながら定期的にチェックして徹底を図っております。

●貸出運営についての考え方

貸出運営については、「地元からお預かりした資金は、地元へ安定供給する。」という社会的使命を基本に、地元中小企業や個人から地方公共団体まで地域の幅広い資金ニーズに迅速、的確にお応えし、地域金融の円滑化に努めております。特に地域経済の発展と活性化を図るべく、資金需要に対しては積極的に対応しております。又、地域のさまざまな情報を収集しながら安易な大口融資を避け、特定業種や特定先に偏ることのない小口多数取引を中心に、お客様の立場に立った健全な資金需要を提案し、お客様の信頼にお応えしていきたいと考えております。

●金融商品に関する勧誘方針

当金庫では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択、購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前8時から午後8時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当金庫の事業運営の考え方

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

●マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つと位置付け、マネーローンダリング等対応の統括責任者・主管部署を定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●金融 ADR 制度への対応

・苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9 時から 17 時）に営業店（電話番号は 51 ページ参照）または下記本店営業部にお申し出ください。

・紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に下記本店営業部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等や、新潟弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば東京以外の弁護士会において、東京以外の弁護士とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫本店営業部」にお尋ねください。

【苦情・個人情報に関する相談窓口】

新井信用金庫 本店営業部

住 所：〒944-8601 新潟県妙高市栄町2番3号

電話番号：0255-72-3101 FAX：0255-73-7158

Eメール：araisk@crocus.ocn.ne.jp

持続可能な地域社会を目指して

新井信用金庫 SDGs 宣言

新井信用金庫は、経営基本理念「中小企業の健全な発展」「豊かな家庭生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」のもと、地域金融機関としての事業活動を通じ、①地域経済の発展 ②地域社会への貢献・人材育成 ③地域環境の保全 の3つを重点課題とし、新井信用金庫行動綱領および新井信用金庫行動綱領細則に基づき、信用金庫の独自性、専門性を追求し、発揮しながら、地元の皆さまのご要望にきめ細かくお応えすることにより持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組んでまいります。

2021年1月4日
新井信用金庫



SDGs「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで採択された目標です。



3つの基本方針

新井信用金庫 SDGs 基本方針

1. 地域経済の発展のために

当金庫は、「創業支援」「事業承継」「販路拡大」「成長支援」や「人材確保」など、信用金庫のネットワークを最大限に活用し、あらゆる課題解決に努めます。また、持続可能な社会の実現を支えるために必要な、利便性が高く安全な各種決済サービスの提供の一層の充実を図るべく努力を重ねてまいります。



2. 地域社会への貢献・人材育成のために

当金庫は、全役職員が地域の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献し豊かな家庭生活の実現や地域社会繁栄への奉仕を実現するなかで、事業活動を行なってまいります。また、利便性の高い教育資金の商品揃えを行い、教育機会の確保に努めてまいります。



3. 地域環境の保全のために

当金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組んでまいります。



カスタマーハラスメントに対する基本方針

●はじめに

当金庫は、会員、お客さま、そして役職員をはじめとする地域のすべての人々の成長と幸せの為に、金融サービスを提供することで地域金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創る事を目指して、日々の業務に取り組んでおります。

また、お客様からお寄せいただくご意見・ご要望には真摯に耳を傾け、サービス等の改善に向け誠実に対応するよう努めておりますが、一部のお客様の要求や言動の中には、役職員の人格を否定し社会通念上相当な範囲を超えられるものもございます。

当金庫は、今後もお客様とのより良い関係性を築き、質の高い顧客サービスを継続的に提供する為には、役職員が心身ともに健康で安心して働ける職場環境を作ることが重要であると考え、本基本方針を定めました。

●カスタマーハラスメントの定義

当金庫では、お客様からの要求・言動のうち、当該要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な迷惑行為であって、役職員の就業環境が害されるおそれがあるものを、カスタマーハラスメントと定義します。

●カスタマーハラスメントに該当する行為

当金庫では、カスタマーハラスメントに該当するお客様からの行為を、以下のとおりであると考えております。なお、以下は例示であり、これらに限定するものではありません。

(1)暴力・暴言

- ①身体的な攻撃（暴力行為・傷害等）
- ②精神的な攻撃（脅迫・中傷・名誉棄損・暴言等）
- ③威圧的な言動
- ④差別的な言動

(2)過度または不当な要求

- ①サービスに瑕疵、過失が認められない事実に対する要求
- ②サービスとして提供していない内容の要求
- ③過度な金銭補償の要求
- ④過度な謝罪の要求

(3)その他のハラスメント行為・迷惑行為

- ①性的な言動（含セクシャルハラスメント等）
- ②土下座の要求
- ③執拗な言動
- ④長時間に渡る拘束
- ⑤役職員個人への攻撃や嫌がらせ（含プライバシーの侵害行為等）
- ⑥ SNS やインターネット上での誹謗中傷
- ⑦その他不可能な行為や抽象的な行為の要求

●カスタマーハラスメントへの対応

- (1)当金庫はカスタマーハラスメントに該当し得る行為が発生した場合、事実関係を調査し、当該行為がカスタマーハラスメントに該当するかを慎重に判断します。
- (2)お客様の行為がカスタマーハラスメントに該当すると当金庫が判断した場合には、毅然とした対応を取らせて頂きます。
- (3)悪質なカスタマーハラスメントと判断した場合は、警察または弁護士などの外部機関・外部専門家と連携・協力すると共に、お取引をお断り、または中止させて頂く場合がございます。
- (4)カスタマーハラスメントの被害にあった役職員のケアに努めます。

●役職員への対応

- (1)カスタマーハラスメントへの当金庫の基本方針を明確化し、役職員への周知を行います。
- (2)カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談対応体制を整備します。
- (3)カスタマーハラスメントに関する判断基準や対応方法について研修を役職員に実施します。

●結びに

当金庫はお客様により良いサービスを提供する為、カスタマーハラスメントには毅然とした対応を行うことを基本方針として公表いたします。お客様におかれましては本基本方針に対するご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い致します。

以 上

地域貢献・地元と共に

新井信用金庫と地域社会 ～地域社会の活性化をめざして～

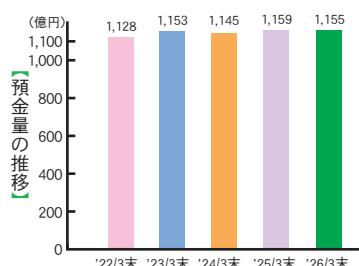
■当金庫の地域経済活性化への取組について

当金庫は、地元の中小企業者や、住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

★お客様の預金について★

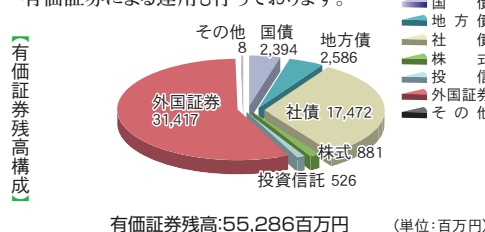
当金庫の令和8年3月末の預金積金残高は1,155億円です。お客さまからお預かりした大切な証であります。

お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。なお、取扱っている商品については、12～14ページをご覧ください。



★ご融資以外の運用について★

当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。



新井信用金庫

預金積金／出資金(会員数 7,178 人、出資金残高【207 百万円】)

当金庫の営業エリアは新潟県の南端に位置し、隣接する長野県の一部を含め4市1町からなり妙高市に本店を置いております。営業店は新井・頸南地域を中心に本店を含め12店舗を展開しております。(51ページをご覧ください。)

★今期の決算について★

令和7年度の決算では、お陰様で皆様方の力強いご支援のもとに役職員一同精進を重ねてまいりました結果、期末残高で預金は1,155億円、貸出金は422億円、業務純益△172百万円となりましたが、不良債権に対する償却・引当に万全を期しております。

今期は預金利息の大幅な増加と有価証券のメンテナンスによる売却損失計上を行ないましたが、純利益122百万円を確保することが出来、自己資本比率も14.06%を確保し健全性と信頼性の維持に努めております。

お客様／会員

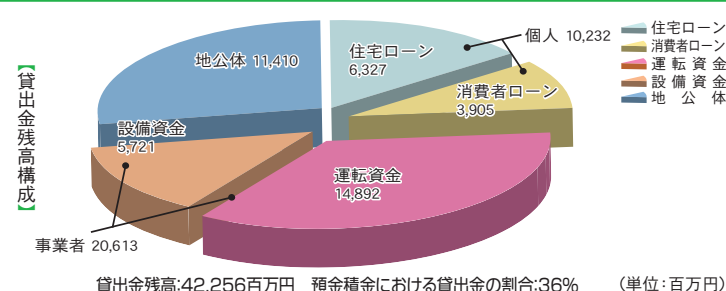
ご融資／支援サービス

★地域のお客様へのご融資について★

当金庫では、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

【貸出の運営方法】

- ①地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
- ②大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用いただける様に徹底し、信用リスクを分散いたします。
- ③業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。



★中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組の状況★

- ①地域企業を支援するため、「経営改善支援室」が支店と協力して訪問やコンサルティングを行って、お客様の身近なパートナーとして「経営相談」や「経営改善計画」に基づいた経営支援に取り組んでおります。
- ②金融円滑化法の期限到来後においても従前から変わらず「地域金融円滑化の基本方針」のもと、地域のお客様への安定した資金供給は当金庫の重要な社会的使命であると認識し、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握し、これまでと同様にその改善に真摯に取り組んでおります。
- ③「上越地域連携プラットフォーム」に参加しており、創業・新規事業に向け無担保で第三者保証不要の創業サポートローン、ビジネスサポートローン、地域協調サポートローンなどと商工会議所・商工会との連携による経営改善や創業資金の融資の取扱により、中小企業の支援に努めております。
- ④日本政策金融公庫・地元地公体・地元団体と連携し、地域振興、地域の活性化への取組みも行っております。
- ⑤「新井信金ビジネスクラブ」「若手経営者新信会」を組織し、情報の提供、勉強会、セミナー、優良企業視察、商談会などを通じて様々なサービスの提供をしております。
- ⑥北陸新幹線開業後の交流人口増加にむけての取組みや対策の提案を行っております。



●ロビー展

糸魚川支店において、己書喜楽々（おのれしよきらら）道場師範の田原様より道場生の作品をお借りし、ロビー展を開催しました。書き方や書き順にとらわれず、自由に筆を走らせて自分の世界観を表現している作品が来店客に好評でした。（令和7年7月25日～9月30日）



●ファミリー映画上映会

8月17日（日）ファミリー映画上映会を開催しました。「怪盗グルーのミニオン超変身」を上映。親子連れで賑わいました。



●しんきんゴルフコンペ開催

9月2日（火）妙高カントリー倶楽部においてしんきんゴルフコンペを開催。好天に恵まれ大勢の方に参加いただきました。



●デジタルサイネージ寄贈

10月2日（木）妙高市複合施設「まちなか+（ぶらす）」の市民の利活用促進、周辺地域の活性化のために、デジタルサイネージ2台を寄贈しました。



●特殊詐欺被害を防ぐ

令和8年1月15日（木）北支店において、特殊詐欺を未然に防いだとして妙高警察署から当金庫の地域共栄の姿勢に敬意を表し感謝状が贈られました。（上越タイムス・令和8年1月16日・9面掲載）

主な預金のご案内

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

○ 総合口座

貯める、使う、借りるが一冊の通帳で全てかなう便利な仕組みです。普通預金に定期預金をセットしておけばイザというとき定期預金の90%、最高300万円まで自動融資が受けられます。暮らしの安心がぐんとアップします。

○ 普通預金

お手元に現金を置くのは無用心。出し入れ自由。自動支払、自動受取などにお気軽にご利用いただけます。
※決済用普通預金
無利息ですが全額保護されます。

○ 貯蓄預金

口座開設時の預入額が10万円以上で金利は階層別に10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上で適用します。
普通預金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いもしています。
利殖と貯蓄に便利です。

○ 定期預金

■ スーパー定期預金

おなじみの1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年コースがあります。
満期日指定コースも1カ月超5年未満までになり、ますます便利にご利用いただけます。身近な金額からはじめられる自由金利プランです。ライフステージにあわせてお預け入れください。

■ 変動金利定期預金

6カ月ごとに金利が変更される預金です。身近な額からスタートできる便利で頼もしいプランです。当金庫の設定する金利でタイムリーな運用をどうぞ。「単利型」と「複利型」がございます。

■ 懸賞金付定期預金「よろこび」

スーパー定期(10万円以上300万円以下)の1年ものの自動継続です。定期預金10万円につき1本の懸賞金抽選権が付きます。

■ 年金優遇定期預金「ふくふく」

当金庫で年金をお受取りになっているお客様と新たに当金庫で年金受取を開始されるお客様が対象です。スーパー定期1年もので、預入限度額はお一人様500万円までです。店頭表示金利プラス0.10%。

(令和8年6月末日現在)

■ 退職金定期預金「グッドライフプラン」

2年以内に退職金をお受取りになられたお客様の定期預金で、優遇金利でお得です。年金振込または年金予約を頂くと更に優遇金利となります。

■ 相続定期預金

相続手続完了後1年以内に相続により取得した資金をお預けいただける個人のお客様が対象です。100万円以上、相続金額の範囲内。スーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利プラス0.20%。

(令和8年6月末日現在)

○ 財形貯蓄

働く皆さまの財産づくりの決定版。積立金はお給料やボーナスから天引預入されますから、確実にまとまったお金を貯めることができます。財形年金預金、財形住宅預金は両貯蓄の元本合算で550万円まで非課税の特典が生かれます。

○ 定期積金

結婚、教育、住宅、旅行など目標に向けてコツコツ積立て満期日には、まとまったお金が受けとれる〈しんきん〉独自の計画貯蓄のエースです。

○ 通知預金

7日以上ご入用のないまとまったお金の一時預け入れに有利です。
5,000円からお預かりし、お引き出しの2日前にお知らせいただく預金です。

○ 納税準備預金

税金のお支払いに備える預金で預金利息は非課税です。税金納付以外の払出しについては非課税扱いには受けられません。

主な事業の内容

充 実 の ラ イ ン ア ャ ャ ャ

事業資金融資のご案内

割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

◇ 商業手形割引

一般商業手形の割引をいたします。

◇ 手形貸付

仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。

◇ 証書貸付

設備資金など長期資金が必要な時にご融資いたします。

◇ 当座貸越

事業に必要な設備資金、運転資金をスピーディーにご用立てする便利な商品です。

主なローンのご案内

◇ 住宅ローン

住宅の購入・新築・増改築・住宅用土地・マンション購入のほか、他金融機関でご利用中の住宅ローンの借換でもご利用いただけます。

2億円以内 50年以内

◇ 無担保住宅ローン

不動産担保を必要とせずに、不動産の購入、家屋増改築や住居修繕資金、他金融機関でご利用中の住宅ローンの借換でもご利用いただけます。

2,000万円以内 25年以内

◇ 教育ローン

お子様の学費の他、就学にかかる付帯費用にもご利用いただけます。

1,000万円以内 16年以内

◇ カーライフプラン

新車・中古車購入、車検・保険費用、修理費用は勿論、車庫建設や運転免許取得費用にもご利用いただけます。

1,000万円以内 15年以内

◇ ときめきローン・クイックローン・

アドバンスローン

お使いみち自由なフリーローン（おまとめ資金・事業性資金も可）

500万円以内 10年以内

（アドバンスローンは、1,000万円以内 10年以内）

◇ 除雪機ローン

除雪機の購入・修理費用でもご利用いただけます。
1,000万円以内 15年以内

◇ カードローン

カード1枚で必要な時、いつでもATMで簡単にご利用いただけます。

10万円～100万円の定期返済リボルビング方式と、50万円型、100万円型、200万円型、300万円型、400万円型、500万円型の残高スライド定額リボルビング方式があります。

内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

外国送金業務を行っております。

附 帯 業 務

- ・ 日本銀行歳入代理店
- ・ 地方公共団体の公金取扱業務
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理店業務
- ・ 信金中金等の代理貸付業務
- ・ 株式払込の受入業務
- ・ 保護預り及び貸金庫業務
- ・ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- ・ 保険の窓口販売
- ・ 国民年金基金加入申出受付業務
- ・ 確定拠出年金受付業務（取次）
- ・ スポーツ振興くじ当選金払戻業務

便利なサービスと楽しいサークルのご案内

○ しんきんキャッシュカード

全国各地の信用金庫の店舗や現金自動預払機（約13万台）でお支払いやお預入が出来る便利なカードです。ゆうちょ銀行やセブン銀行との提携により一層便利になりました。

○ しんきんカード

国内外3,000万店、世界200カ国でのお買物はこのカード一枚でOK。
あなたの預金口座から25日～55日の後払いで自動的に支払われる便利なカードです。

○ しんきんインターネットバンキング

インターネットを利用して、ご自宅のパソコンから振込、振替、残高照会、取引明細照会などができます。

○ 休日ローン相談サービス

第3日曜日に南支店にて住宅資金、カーライフローン、カードローン、教育ローン等の相談室をオープンしています。

○ しんきんの自動支払いサービス

公共料金や税金など月々のきまったお支払いは自動振替で、又定額の振替や送金には定額自動送金制度が便利です。簡単な一度の手続きでOK。

○ しんきんメールオーダーサービス

郵送でカンタンに普通預金、総合口座の開設、公共料金の自動振替ができる便利なサービスです。

○ しんきん通帳アプリサービス

簡単な手続きで、スマートフォンからお気軽にいつでも、どこでも通帳の入出金明細や残高を確認することができる、大変便利なサービスです。

○ 経営相談室

経営者の皆様に色々なお悩み事にお応えできるよう日々、努力しております。
意欲あふれる経営者の方々の「経営相談の場」を設けさせていただきました。
「財務」「法務」「経営戦略立案」「不動産活用」等専門のコンサルタントが無料でお応えいたします。

○ 年金相談室

わかっているようでわからない年金…。
専門の年金相談員がお一人お一人ていねいにわかりやすく納得のいくまで、ご相談に応じます。
毎月1回第三水曜日。

○ 来店予約フォーム

当金庫ホームページから来店予約をご指定いただくことで、ご希望の時間にスムーズにご相談いただけます。是非ご活用ください。

◇ 新井しんきん年金友の会

新井信用金庫に年金振込口座を指定することが加入の条件。
年金振込指定のお客様のお誕生月にプレゼントをお贈りいたします。

◇ 白ゆり信友会

主婦等女性中心のサークルで毎年6・7月に一泊旅行、10月に洋食マナーの講習会が行われます。
(コロナ禍以降は、行事を自粛しておりました。)
暮れには「明るい暮らしの家計簿」が無料配布されます。
白ゆり定積5,000円以上3年加入。

◇ 新井しんきん若手経営者新信会

若手経営者の親睦と研鑽の会で研修会、講演会、親睦旅行等の行事に参加できます。入会資格55才未満の経営者で新信会定積10,000円以上3年以上加入、年会費5,000円。

◇ 新井しんきんビジネスクラブ（ABC）

全国140余の金融機関と日本最大のコンサルティンググループのネットワークで、どんなご相談にもお答えします。
企業経営やご商売に関することなら、ちょっとしたことから専門なことまで、どんな調査、相談にも応じます。年会費33,000円(税込)。

2025年度の事業概況

■預金積金の状況

預金積金については、懸賞金付定期預金「よろこび」、会員向け定期預金「メンバープラス」、定期積金「ヤングコア」、「花の積金」、「信ちゃん」等を取扱い、地域の皆様方への金融サービスの提供に努めてまいりました。その結果、預金積金の期末残高は115,594百万円となり、平均残高は115,189百万円となりました。

■貸出金の状況

貸出金については、地元事業所の資金繰り支援や財務内容の改善に事業所とともに取組み、地域経済安定に向けた活動を積極的に推進しました。また、国内外の環境の変化や気候変動により資金繰りに影響が出ている事業所の支援のため、「米国関税措置等に伴う相談窓口」「渇水等に関する相談窓口」の設置、「渇水関連対策特別資金」を取扱いました。さらに、個人取引先においては、お客様のライフイベントのニーズに応じた「住宅ローン」「カーライフプラン」「教育ローン」「フリーローン」「カードローン」等各種ローンの推進を図り、地域の皆様方の資金需要に積極的に対応してまいりました。その結果、貸出金の期末残高は42,256百万円となり、平均残高は41,489百万円となりました。

■損益の状況

損益については、一層の合理化や効率化を図るなど、経営体質の強化と資産の健全化に万全を期して取り組んだ結果、有価証券のメンテナンスを行ったことから業務純益は△172百万円となりましたが、株式等売却益247百万円や貸倒引当金戻入益87百万円などにより当期純利益122百万円を確保することができました。また、自己資本比率は14.06%を確保し、健全性において信頼性の維持に努めております。



データで見る最近の業績

■主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

決算期 主要項目	(74期) 2021年度	(75期) 2022年度	(76期) 2023年度	(77期) 2024年度	(78期) 2025年度
自己資本 (純資産額)	6,487	4,722	4,858	3,599	3,457
預金積金残高	112,814	115,376	114,527	115,984	115,594
貸出金残高	42,829	42,829	42,025	42,192	42,256
有価証券残高	56,505	56,732	57,563	56,966	55,286
総資産額	119,564	120,344	119,614	119,933	119,444
経常収益	1,602	1,745	2,208	1,615	2,082
経常利益 (又は経常損失)	115	△ 151	137	71	136
当期純利益 (又は当期純損失)	115	△ 170	153	76	122
単体自己資本比率(%)	11.85	11.91	12.75	13.92	14.06

(単位：百万円)

出資金総額	204	204	205	205	207
出資金総口数(千口)	409	409	410	411	414
出資に対する配当金	4	4	4	4	4
職員数(人)	94	95	97	94	87

● 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2024 年度	2025 年度
流 動 性 預 金	44,076	45,212
うち有利息預金	37,185	38,669
定 期 性 預 金	71,302	69,659
うち固定金利定期預金	65,184	64,660
うち変動金利定期預金	4	4
そ の 他 の 預 金	322	318
計	115,701	115,189
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	115,701	115,189

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他の預金 = 別段預金 + 納税準備預金

● 定期預金残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2024 年度	2025 年度
定 期 預 金	65,349	64,427
固定金利定期預金	65,345	64,422
変動金利定期預金	4	4

■ 貸出金平均残高及び固定・変動金利区分別貸出残高

貸出金平均残高

(単位：百万円)

年 度 区 分	2024年度	2025年度
割引手形	225	143
手形貸付	3,853	3,444
証書貸付	36,640	36,304
当座貸越	1,521	1,596
合 計	42,240	41,489

貸出金残高

(単位：百万円)

年 度 区 分	2024年度	2025年度
固定金利貸出	33,563	33,731
変動金利貸出	8,628	8,524
合 計	42,192	42,256

■ 貸出金担保別残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

年 度 区 分	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	623	625
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	5,611	5,062
そ の 他	67	68
小 計	6,303	5,757
信用保証協会・ 信 用 保 険	11,379	11,291
保 証	1,258	1,153
信 用	23,250	24,055
合 計	42,192	42,256

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

年 度 区 分	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	4	4
そ の 他	—	—
小 計	4	4
信用保証協会・ 信 用 保 険	15	13
保 証	0	0
信 用	1	0
合 計	21	19

■ 貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

年 度 区 分	2024年度		2025年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
運 転 資 金	29,424	69.7	30,208	71.5
設 備 資 金	12,767	30.3	12,048	28.5
合 計	42,192	100.0	42,256	100.0

貸出金業種別内訳

(単位：先. 百万円 . %)

区 分 \ 年 度	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	33	1,454	3.4	34	1,254	3.0
農 業、林 業	8	105	0.2	6	94	0.2
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	3	0.0	1	2	0.0
建 設 業	132	3,123	7.4	126	2,969	7.0
電気、ガス、水道、熱供給業	1	7	0.0	1	7	0.0
情 報 通 信 業	2	494	1.2	2	581	1.4
運 輸 業、郵 便 業	7	490	1.2	6	410	1.0
卸 売 業、小 売 業	87	2,999	7.1	86	2,841	6.7
金 融 業、保 険 業	15	6,574	15.6	14	6,291	14.9
不 動 産 業	32	2,784	6.6	31	2,571	6.1
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	102	0.2	5	92	0.2
宿 泊 業	35	2,190	5.2	33	1,928	4.6
飲 食 業	20	388	0.9	20	302	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	16	116	0.3	12	96	0.2
教育、学習支援業	2	55	0.1	2	51	0.1
医 療、福 祉	11	595	1.4	13	514	1.2
その他のサービス業	37	678	1.6	34	602	1.4
小 計	444	22,164	52.5	426	20,612	48.8
地 方 公 共 団 体	5	9,835	23.3	6	11,410	27.0
個 人	2,396	10,191	24.1	2,371	10,233	24.2
合 計	2,845	42,192	100.0	2,803	42,256	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分 \ 年 度		2024年度	2025年度
預貸率	期 末	36.37	36.55
	期中平均	36.50	36.01

(注) 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

● 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円、%)

区 分 \ 年 度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 収 支	1,441,056	1,431,585
資金運用収益	1,494,953	1,626,586
資金調達費用	53,896	195,001
役 務 取 引 等 収 支	10,070	13,423
役務取引等収益	103,408	101,614
役務取引等費用	93,338	88,191
そ の 他 業 務 収 支	△ 83,398	△ 592,819
その他業務収益	14,159	3,829
その他業務費用	97,558	596,649
業 務 粗 利 益	1,367,728	852,188
業 務 粗 利 益 率	1.13	0.70

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しておりますが、2024年度、2025年度の残高はありませんでした。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

● 業務純益

(単位：千円、%)

区 分 \ 年 度	2024年度	2025年度
業 務 純 益	184,461	△ 172,629
実 質 業 務 純 益	290,700	△ 172,629
コ ア 業 務 純 益	379,388	424,004
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	379,388	424,004

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、
国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回り

区 分	年 度	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利回り(%)	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	資 金 運 用 勘 定	120,784	120,107	1,494,953	1,626,586	1.23	1.35
	う ち 貸 出 金	42,240	41,489	640,135	680,752	1.51	1.64
	う ち 預 け 金	18,532	19,102	63,750	117,889	0.34	0.61
	うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
	うち有価証券	59,354	58,857	778,660	813,156	1.31	1.38
資 金 調 達 勘 定	資 金 調 達 勘 定	115,731	115,221	53,896	195,001	0.04	0.16
	う ち 預 金 積 金	115,701	115,189	53,743	194,843	0.04	0.16
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しておりますが、2024年度、2025年度の残高はそれぞれありませんでした。

● 総資金利鞘

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
資 金 運 用 利 回	1.23	1.35
資 金 調 達 原 価 率	0.98	1.06
総 資 金 利 鞘	0.25	0.29

● 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	年 度	2024年度			2025年度		
		残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	受 取 利 息	6,110	△ 603	5,507	△ 14,957	146,589	131,632
	う ち 貸 出 金	△ 6,177	50,953	44,776	△ 10,578	51,195	40,617
	う ち 預 け 金	△ 3,072	26,116	23,044	2,019	52,119	54,138
	うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
	うち有価証券	15,280	△ 77,613	△ 62,333	△ 6,398	40,894	34,496
支 払 利 息	支 払 利 息	△ 88	45,445	45,356	△ 229	141,333	141,104
	う ち 預 金 積 金	△ 89	45,445	45,355	△ 233	141,333	141,099
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.05	0.11
総資産当期純利益率	0.06	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		2024年度		2025年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	3,971	5,374	2,394	4,559
	小 計	3,971	5,374	2,394	4,559
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,403	2,605	2,586	2,448
	小 計	2,403	2,605	2,586	2,448
公 社 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	108	137	71	92
	小 計	108	137	71	92
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—
事 業 債	満期保有目的	500	150	500	500
	その他の目的	15,991	16,309	16,900	16,723
	小 計	16,491	16,460	17,400	17,223
株 式	その他の目的	944	769	881	819
	小 計	944	769	881	819
外 国 証 券	満期保有目的	15,400	14,940	14,400	14,584
	その他の目的	16,873	18,277	17,017	18,308
	小 計	32,273	33,217	31,417	32,893
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	774	789	534	821
	小 計	774	789	534	821
計	満期保有目的	15,900	15,090	14,900	15,084
	その他の目的	41,066	44,263	40,386	43,772
	合 計	56,966	59,354	55,286	58,857

■預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分		2024年度	2025年度
預証率	期 末	49.11	47.82
	期中平均	51.29	51.09

(注) 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

■金 銭 の 信 託

該当する取引はありません。

有 価 証 券

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	3,500	3,540	40	3,000	3,029	29
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	500	460	△ 39	500	412	△ 87
	外国証券	11,900	11,053	△ 846	11,400	10,107	△ 1,292
	小 計	12,400	11,513	△ 886	11,900	10,520	△ 1,379
合 計		15,900	15,053	△ 846	14,900	13,549	△ 1,350

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	665	524	141	750	442	307
	債 券	1,984	1,980	3	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	572	572	0	—	—	—
	社 債	1,411	1,408	3	—	—	—
	外国証券	301	300	1	725	700	25
	その他	—	—	—	266	252	14
	小 計	2,951	2,804	146	1,741	1,394	347
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	258	295	△ 36	110	124	△ 13
	債 券	20,490	22,180	△ 1,690	21,952	23,973	△ 2,020
	国 債	3,971	4,978	△ 1,006	2,394	3,376	△ 982
	地方債	1,830	1,929	△ 98	2,586	2,773	△ 187
	社 債	14,688	15,272	△ 584	16,972	17,823	△ 851
	外国証券	16,571	17,777	△ 1,205	16,292	17,677	△ 1,384
	その他	774	814	△ 40	267	283	△ 16
	小 計	38,094	41,067	△ 2,972	38,623	42,058	△ 3,434
合 計		41,046	43,872	△ 2,826	40,365	43,453	△ 3,087

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	2024年度 貸借対照表計上額	2025年度 貸借対照表計上額
非上場株式	20	20
信金中央金庫出資金	657	657
合 計	678	678

4. 有価証券の残存期間別残高（貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのない	合 計
国 債		—	—	—	—	—	3,971	—	3,971
地 方 債		188	376	376	376	946	139	—	2,403
社 債		236	2,424	1,468	2,909	1,987	7,572	—	16,599
株 式		—	—	—	—	—	—	944	944
外国証券		1,000	5,530	3,853	5,974	5,885	7,585	2,443	32,273
その他の証券		—	—	—	184	—	—	589	774
合 計		1,425	8,332	5,699	9,445	8,819	19,268	3,977	56,966

区 分	残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのない	合 計
国 債		—	—	—	—	—	2,394	—	2,394
地 方 債		181	363	823	909	115	191	—	2,586
社 債		1,112	3,369	7,538	3,354	1,596	500	—	17,472
株 式		—	—	—	—	—	—	881	881
外国証券		2,292	4,834	4,144	8,095	2,500	7,036	2,514	31,417
その他の証券		—	—	—	191	—	—	342	534
合 計		3,587	8,567	12,506	12,551	4,212	10,122	3,738	55,286

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第 7 7 期 (2025年3月31日現在)	第 7 8 期 (2026年3月31日現在)		第 7 7 期 (2025年3月31日現在)	第 7 8 期 (2026年3月31日現在)
現 金	2,463	2,152	預 金 積 金	115,984	115,594
預 け 金	18,167	19,428	当 座 預 金	1,333	1,301
有 価 証 券	56,966	55,286	普 通 預 金	43,682	43,763
国 債	3,971	2,394	貯 蓄 預 金	157	148
地 方 債	2,403	2,586	通 知 預 金	—	3
社 債	16,599	17,472	別 段 預 金	605	647
株 式	944	881	納税準備預金	21	13
投 資 信 託	765	526	定 期 預 金	65,349	64,427
外 国 証 券	32,273	31,417	定 期 積 金	4,833	5,289
その他の証券	8	8	借 用 金	—	—
貸 出 金	42,192	42,256	そ の 他 負 債	160	197
割 引 手 形	160	179	賞 与 引 当 金	36	36
手 形 貸 付	3,868	3,540	退職給付引当金	16	15
証 書 貸 付	36,492	36,750	役員退職慰労引当金	60	65
当 座 貸 越	1,671	1,785	その他の引当金	53	57
そ の 他 資 産	954	999	繰 延 税 金 負 債	—	—
有形固定資産	401	396	債 務 保 証	21	19
無形固定資産	12	16	負債の部合計	116,334	115,986
前払年金費用	—	—	出 資 金	205	207
繰延税金資産	29	17	普 通 出 資 金	205	207
債務保証見返	21	19	利 益 剰 余 金	6,219	6,338
貸 倒 引 当 金	△ 1,277	△ 1,129	利 益 準 備 金	205	205
(うち個別貸倒引当金)	(△ 653)	(△ 678)	その他利益剰余金	6,014	6,132
			特別積立金	5,878	5,948
			未処分剰余金	136	184
			当期純利益	76	122
			会 員 勘 定 合 計	6,425	6,545
			その他有価証券評価差額金	△ 2,826	△ 3,087
			純資産の部合計	3,599	3,457
資産の部合計	119,933	119,444	負債及び純資産の部合計	119,933	119,444

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10 年～47 年 その他 3 年～20 年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 534 百万円であります。

6-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

6-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746 百万円
差引額	△ 31,890 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 7 年 3 月分）

0.0912%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 14 年 7 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 16 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他

の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を「前受収益」として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

12. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです

貸倒引当金 1,129百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 17百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

14. 理事及び監事との間による理事及び監事に対する金銭債権総額は16百万円であります。

15. 有形固定資産の減価償却累計額は1,573百万円であります。

16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	230百万円
危険債権額	1,554百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	368百万円
合計額	2,153百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。

18. 為替決済取引の担保として信金中金定期預金4,000百万円を、日銀共通担保貸出及び歳入代理店の担保として有価証券344百万円を、長野県収納代理金融機関として八十二銀行定期預金1百万円をそれぞれ差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額は8,339円93銭であります。

20. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動等による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する主な金融資産は、貸出金、有価証券、預け金です。

貸出金は、主として事業地区内のお客様に運転資金や設備資金としてご利用頂いております。有価証券は、主に債券や株式等であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。預け金は、定期預金が大半であり、その他は資金決済用の普通預金等であります。

これらは、それぞれ信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主にお客様からの預金積金であり、流動性リスク、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金に関する諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部市場リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部市場リスク管理課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会へ報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクについて定期的に為替感応度を把握し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。

このうち、経理部が行う市場運用については企画部市場リスク管理課が、事前審査、投資限度の確認のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資対象先の経営環境や財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は企画部市場リスク管理課を通じ、ALM委員会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】」は、3,399百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

2.1. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場時価のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、現金及び重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

最 近 の 業 績

(単位：百万円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	19,428	19,016	△ 411
(2) 有価証券	55,265	53,915	△ 1,350
満期保有目的の債券	14,900	13,549	△ 1,350
其他有価証券	40,365	40,365	—
(3) 貸出金 (*1)	42,256		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,129		
	41,127	40,348	△ 778
金融資産計	115,821	113,280	△ 2,540
(1) 預金積金 (*1)	115,594	115,220	△ 373
金融負債計	115,594	115,220	△ 373

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、残存期間に基づく区分ごとに市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	20
信金中央金庫出資金 (*)	657
合 計	678

(*) 非上場株式及び信金中央金庫出資金について、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	5,501	100	4,500	—
有価証券	3,316	16,414	18,063	19,656
満期保有目的の債券	800	3,500	5,400	5,200
其他有価証券のうち満期のあるもの	2,516	12,914	12,663	14,456
貸出金 (*)	8,845	16,504	9,090	5,819
金融資産計	17,663	33,018	31,653	25,475

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

最 近 の 業 績

(注4) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	62,428	7,080	1	29
金融資産計	62,428	7,080	1	29

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

22. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	外国債券	3,000	3,029	29
	その 他	—	—	—
	小 計	3,000	3,029	29
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	500	412	△87
	外国債券	11,400	10,107	△1,292
	その 他	—	—	—
	小 計	11,900	10,520	△1,379
合 計		14,900	13,549	△1,350

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	750	442	307
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	外国債券	725	700	25
	その 他	266	252	14
	小 計	1,741	1,394	347
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	110	124	△13
	債 券	21,952	23,973	△2,020
	国 債	2,394	3,376	△982
	地 方 債	2,586	2,773	△187
	社 債	16,972	17,823	△851
	外国債券	16,292	17,677	△1,384
	その 他	267	283	△16
	小 計	38,623	42,058	△3,434
合 計		40,365	43,453	△3,087

(注) 上記には時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

最 近 の 業 績

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	4 5 5	1 3 6	1 3
債 券	2 , 7 0 3	—	4 3 4
国 債	1 , 6 0 3	—	4 3 4
社 債	1 , 1 0 0	—	—
外国証券	5 0 0	—	1 6 1
そ の 他	4 0 3	1 1 0	—
投資信託	4 0 3	1 1 0	—
合 計	4 , 0 6 1	2 4 7	6 1 0

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありませんでした。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価を5割以上下回った場合と定めており、時価が取得原価を3割以上下回った場合には、回復する見込みがないものについて減損処理を行うこととしております。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,882百万円であります。なお、これらの契約には、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。さらに、これらの契約のうち、カードローンについては全額保証会社の保証付、総合口座については全額定期預金担保となっており、その他の当座貸越については必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注1）	253 百万円
貸倒引当金	292
役員退職慰労引当金	18
減価償却超過額及び減損損失	35
その他有価証券評価差額金	876
その他	38
繰延税金資産小計	1,515
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△ 253
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,244
評価性引当額小計	△ 1,498
繰延税金資産合計	17

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和8年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（*1）	—	—	—	—	2 5 3	2 5 3
評価性引当額	—	—	—	—	△ 2 5 3	△ 2 5 3
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	1,722 千円
契約負債	105 千円

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	第77期 〔 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 〕	第78期 〔 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日 〕
経常収益	1,615,529	2,082,528
資金運用収益	1,494,953	1,626,586
貸出金利息配当	640,135	680,752
預有価証券の受取利息	63,750	117,889
役務の引替等	778,660	813,156
受入の他の業	12,406	14,787
その国の債権の経常	103,408	101,614
倒引当金戻取立	56,259	55,000
債権の売却	47,148	46,613
株式の他の経常	14,159	3,829
経常費用	8,869	—
資金調達費用	5,289	3,829
給付の補てん金繰入	3,007	350,497
役務の引替等	—	87,006
支払の他の業	1,809	5,854
その国の債権の経常	620	247,214
倒引当金戻取立	577	10,421
債権の売却	1,543,544	1,946,317
株式の他の経常	53,896	195,001
経常利益	53,368	193,134
繰上金	375	1,708
利息	153	157
手数料	93,338	88,191
費用	13,176	13,240
損	80,161	74,950
費用	97,558	596,649
損	97,557	596,633
費用	—	—
費用	0	15
費用	1,086,705	1,035,483
費用	758,265	690,902
費用	298,418	311,586
費用	30,021	32,994
費用	212,045	30,992
費用	176,396	—
費用	6,117	—
費用	—	13,608
費用	29,532	17,384
費用	71,984	136,210
費用	94	—
費用	94	—
費用	0	34
費用	0	34
費用	72,078	136,176
費用	1,146	1,146
費用	△ 5,198	12,496
費用	△ 4,051	13,642
費用	76,130	122,533
費用	60,326	61,564
費用	136,456	184,098

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額は297円24銭であります。
3.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第77期 (2025年3月末)	第78期 (2026年3月末)
当期未処分剰余金	136,456,670	184,098,844
繰越金(当期首残高)	60,326,558	61,564,918
当期純利益	76,130,112	122,533,926
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	74,891,752	130,527,128
利益準備金	781,500	1,408,000
出資配当金	(年2%) 4,110,252	(年2%) 4,119,128
特別積立金	70,000,000	125,000,000
繰越金(当期末残高)	61,564,918	53,571,716

● 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		開示残高 (a)	保全額			保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
			(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	194				194	127
	2025年度	230	230	154	75	100.00	100.00
危 険 債 権	2024年度	1,475	1,431	844	586	97.01	93.00
	2025年度	1,554	1,516	914	602	97.58	94.13
要 管 理 債 権	2024年度	541	541	292	248	100.00	100.00
	2025年度	368	368	223	145	100.00	100.00
三月以上延滞債権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2024年度	541	541	292	248	100.00	100.00
	2025年度	368	368	223	145	100.00	100.00
小 計 (A)	2024年度	2,211	2,167	1,265	901	98.00	95.33
	2025年度	2,153	2,115	1,291	823	98.26	95.64
正 常 債 権 (B)	2024年度	40,034					
	2025年度	40,160					
総与信残高 (A) + (B)	2024年度	42,246					
	2025年度	42,314					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本の充実の状況等

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,421	6,541
うち、出資金及び資本剰余金の額	205	207
うち、利益剰余金の額	6,219	6,338
うち、外部流出予定額(△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	592	451
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	592	451
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,014	6,992
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	29	17
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	42	33
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	6,971	6,959
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	47,400	46,625
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,668	2,861
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	50,069	49,486
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.92%	14.06%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等

● 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法

当金庫は、これまでに収益力強化による内部留保の積上げを行うことにより自己資本を充実させてまいりました。これにより2026年3月末の自己資本比率は14.06%となり、国内のみで業務を行う金融機関の基準である4%を大きく上回っていることから経営の健全性・安全性は充分保たれていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計 (A)	47,400	1,896	46,625	1,865
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ¹⁾	45,718	1,828	44,620	1,784
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	250	10	250	10
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	200	8	200	8
国際開発銀行向け	360	14	360	14
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	107	4	82	3
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,033	681	17,176	687
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	250	10	250	10
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け (うち特定貸付債権を含む)	18,753	750	18,175	727
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,627	65	1,579	63
トランザクター向け	104	4	105	4
不動産関連向け	3,435	137	3,171	126
自己居住用不動産等向け	1,615	64	1,583	63
賃貸用不動産向け	1,800	72	1,563	62
事業用不動産関連向け	19	0	23	0
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	1,652	66	1,527	61
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1	0	0	0
取立未済手形	3	0	2	0
信用保証協会等による保証付	324	12	293	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	658	26	448	17
上記以外	1,311	52	1,351	54
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	668	26	669	26
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	642	25	682	27
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,638	65	1,983	79
ルック・スルー方式	1,638	65	1,983	79
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額をハパーセントで除して得た額 (簡便法)	43	1	21	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	2,668	106	2,861	114
BI	1,778	—	1,907	—
BIC	213	—	228	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	50,069	2,002	49,486	1,979

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

自己資本の充実の状況等

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針
当金庫では、資産の自己査定を行うことにより、リスクを適切に把握・管理し、健全かつ適正な与信構造の構築に努める方針です。
管理部に資産査定課を設けると共に資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。また、審査部は営業部門から独立し、厳正な審査に努めると共に公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づいた審査を行っております。
なお、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引に心掛け、リスクの分散に努めていますが、万一、損失が発生した場合、或いは、将来、損失の発生が予想される場合には、法令や内部規程等に基づき適切で厳格な償却・引当を実施しております。
- (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
保有する資産の一部（有価証券）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。
① 格付付投資情報センター（R&I）
② 株日本格付研究所（JCR）
③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 内	89,645	90,254	42,820	42,897	24,661	24,473	2,577	2,442
国 外	30,877	30,177	—	—	30,877	30,177	—	—
地 域 別 合 計	120,522	120,432	42,820	42,897	55,539	54,650	2,577	2,442
製 造 業	7,230	6,463	1,465	1,262	5,375	4,976	356	400
農 業 ・ 林 業	105	94	105	94	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	3	2	—	—	—	—
建 設 業	3,220	3,032	3,169	3,007	—	—	172	162
電気、ガス、水道、熱供給業	2,002	1,952	7	7	1,894	1,895	—	—
情 報 通 信 業	4,739	4,902	494	581	4,195	4,296	—	—
運 輸 業	992	913	490	411	499	499	75	75
卸 売 業 ・ 小 売 業	4,017	4,145	3,015	2,861	1,000	1,282	950	861
金 融 業 ・ 保 険 業	57,831	58,266	6,596	6,314	32,887	32,281	—	—
不 動 産 業	4,055	4,185	2,799	2,585	1,205	1,600	20	19
宿 泊 業	2,193	1,934	2,193	1,934	—	—	884	871
飲 食 業	393	308	393	308	—	—	78	25
教育・学習支援業	103	92	103	92	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	645	562	645	562	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,774	2,375	858	760	900	1,600	1	—
小 計	89,309	89,232	22,343	20,785	47,958	48,431	2,540	2,416
地 方 公 共 団 体	17,421	17,640	9,841	11,421	7,580	6,218	—	—
個 人	10,635	10,690	10,635	10,690	—	—	36	26
そ の 他	3,155	2,868	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	120,522	120,432	42,820	42,897	55,538	54,650	2,577	2,442
1 年 以 下	13,318	16,432	6,888	7,321	1,428	3,609		
1 年 超 3 年 以 下	14,287	13,599	5,352	4,876	8,435	8,723		
3 年 超 5 年 以 下	12,833	20,910	6,930	7,768	5,902	13,041		
5 年 超 7 年 以 下	15,036	19,337	5,259	4,092	9,777	13,244		
7 年 超 10 年 以 下	20,957	15,393	7,390	8,468	9,066	4,425		
10 年 超	31,601	21,665	10,673	10,059	20,927	11,605		
期間の定めのないもの	12,487	13,093	325	310	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	120,522	120,432	42,820	42,897	55,538	54,650		

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	517	623	—	517	623
	2025年度	623	451	—	623	451
個別貸倒引当金	2024年度	1,240	653	657	583	653
	2025年度	653	678	60	592	678
合 計	2024年度	1,758	1,277	657	1,101	1,277
	2025年度	1,277	1,129	60	1,216	1,129

3. 貸出金償却額

(単位：千円)

2024年度	6,117
2025年度	—

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	124	123	123	98	—	—	124	123	123	98	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業 ・ 採 石 業 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	37	24	24	23	15	1	22	23	24	23	0	—
電気、ガス、水道、 熱 供 給 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	31	31	32	—	—	—	31	31	32	—	—
卸売業・小売業	148	104	104	64	—	49	148	54	104	64	5	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	9	8	8	7	0	0	8	8	8	7	—	—
宿 泊 業	243	348	348	447	7	—	236	348	348	447	—	—
飲 食 業	—	12	12	3	—	9	—	3	12	3	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	677	—	—	—	633	—	44	—	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,240	653	653	678	657	60	583	592	653	678	6	—

(注) 1. 当金庫は、国内に限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

5. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024 年度					
1. 現金	2,463	—	2,463	—	—	0%
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,462	—	10,462	—	—	0%
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	2,500	—	2,500	—	250	10%
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	10,234	—	12,343	—	—	0%
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,000	—	1,000	—	200	20%
7. 国際開発銀行向け	1,200	—	1,200	—	360	30%
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	1,170	—	1,170	—	107	9%
10. 地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	43,039	—	43,039	—	17,033	40%
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	—	1,000	—	250	25%
12. カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	26,029	191	24,917	15	18,753	75%
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	4,312	5,311	3,801	408	1,627	39%
（うちトランザクター向け）	—	4,187	—	311	104	34%
15. 不動産関連向け	8,762	—	8,719	—	3,435	39%
（うち自己居住用不動産等向け）	6,314	—	6,275	—	1,615	26%
（うち賃貸用不動産向け）	2,426	—	2,423	—	1,800	74%
（うち事業用不動産関連向け）	20	—	20	—	19	97%
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うち A D C 向け）	—	—	—	—	—	—
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,426	22	1,326	2	1,652	124%
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2	—	2	—	1	67%
19. 取立未済手形	16	—	16	—	3	20%
20. 信用保証協会等による保証付	3,214	291	3,214	29	324	10%
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
22. 株式等	658	—	658	—	658	100%
合計					44,407	

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025 年度					
1. 現金	2,152	—	2,152	—	—	0%
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,763	—	10,763	—	—	0%
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	2,500	—	2,500	—	250	10%
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	14,194	—	14,194	—	—	0%
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,000	—	1,000	—	200	20%
7. 国際開発銀行向け	1,200	—	1,200	—	360	30%
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	889	—	889	—	82	9%
10. 地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	41,236	—	41,236	—	17,176	42%
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	—	1,000	—	250	25%
12. カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	26,975	198	25,883	15	18,175	70%
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	4,385	5,364	3,896	410	1,579	37%
（うちトランザクター向け）	—	4,221	—	313	105	34%
15. 不動産関連向け	8,538	—	8,504	—	3,171	37%
（うち自己居住用不動産等向け）	6,253	—	6,220	—	1,583	25%
（うち賃貸用不動産向け）	2,266	—	2,264	—	1,563	69%
（うち事業用不動産関連向け）	19	—	19	—	23	124%
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うち A D C 向け）	—	—	—	—	—	—
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,352	19	1,239	2	1,527	123%
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1	—	1	—	0	59%
19. 取立未済手形	11	—	11	—	2	20%
20. 信用保証協会等による保証付	2,905	315	2,905	31	293	10%
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
22. 株式等	345	—	345	—	448	130%
合計					43,268	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況等

6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	2024 年度															
現金	2,463	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,462	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,343	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	1,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	99	1,070	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	18,052	—	9,894	—	—	—	—	—	—	6,704	—	—	—
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	500	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	9	—	—	2,700	—	500	—	—	—	—	—	—	6,376	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	311	—	—	—	—
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	311	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	667	290	655	—	43	—	323	—	448	444	—	805	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	667	290	555	—	—	—	323	—	—	444	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	100	—	43	—	—	—	448	—	—	805	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちA D C向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	204	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	3,244	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	27,380	4,314	—	22,437	290	12,250	—	43	—	323	—	760	14,229	—	805	—

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	2024 年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,463
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,462
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,500
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,343
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,200
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,170
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	3,402	2,300	—	—	—	2,185	500	—	—	—	—	—	—	—	43,039
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	1,700	—	6,115	—	—	7,031	—	—	—	—	500	—	—	—	24,932
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	3,558	—	—	—	—	339	—	—	—	—	—	—	—	—	4,209
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	311
不動産関連向け	3,666	442	—	—	—	—	864	13	—	—	—	55	—	—	—	8,719
（うち自己居住用不動産等向け）	3,659	334	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,275
（うち賃貸用不動産向け）	—	107	—	—	—	—	864	—	—	—	—	55	—	—	—	2,423
（うち事業用不動産関連向け）	6	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	20
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちA D C向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	227	—	—	—	—	896	—	—	—	1,328
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,244
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	658	—	—	—	—	—	—	—	—	658
合計	3,666	9,102	2,300	6,115	—	—	10,444	1,364	13	—	—	951	500	—	—	117,291

自己資本の充実の状況等

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	2025 年度															
現金	2,152	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,763	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	14,194	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	1,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	68	820	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	16,976	—	9,305	—	—	—	—	—	—	6,504	—	—	—
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	500	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3	—	—	4,993	—	500	—	—	—	—	—	—	8,362	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	2,965	—	—	—	—	—	—	—	169	—	—	—	—
（うちトランザクター向け）	—	—	—	143	—	—	—	—	—	—	—	169	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	5,346	52	229	—	23	—	52	—	829	58	—	323	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	5,346	52	117	—	—	—	52	—	—	58	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	112	—	23	—	—	—	829	—	—	323	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちA D C向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	175	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	2,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	29,183	3,756	—	31,306	52	11,235	—	23	—	52	—	998	15,600	—	323	—

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	2025 年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,152
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,763
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,500
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,194
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,200
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	889
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	3,402	2,300	—	—	—	1	500	—	—	241	—	—	—	2,004	41,236
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	1,300	—	5,420	—	—	42	—	—	—	—	—	500	—	4,776	25,899
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,043	—	—	—	—	127	—	—	—	—	—	—	—	—	4,306
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313
不動産関連向け	593	272	—	—	—	—	—	690	—	—	—	33	—	—	—	8,504
（うち自己居住用不動産等向け）	587	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,220
（うち賃貸用不動産向け）	—	266	—	—	—	—	—	690	—	—	—	20	—	—	—	2,264
（うち事業用不動産関連向け）	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	19
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちA D C向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	284	—	—	—	—	768	—	—	—	1,241
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	1
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,936
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	345	—	—	—	—	345
合計	593	6,018	2,300	5,420	—	—	456	1,190	—	—	586	802	500	—	6,781	117,182

自己資本の充実の状況等

7. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	73,285	2,096	11	73,498
40% ～ 70%	15,828	2,770	10	15,973
75%	6,791	647	10	6,324
80%	2,300	—	—	2,300
85%	7,217	70	10	6,112
90% ～ 100%	10,308	227	10	10,269
105% ～ 130%	1,379	—	—	1,377
150%	991	4	10	934
250%	500	—	—	500
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	118,602	5,816	10	117,291

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	75,346	2,086	11	75,558
40% ～ 70%	17,424	2,790	10	17,568
75%	6,452	693	10	6,018
80%	2,300	—	—	2,300
85%	6,495	77	10	5,420
90% ～ 100%	501	237	10	456
105% ～ 130%	8,559	—	—	8,557
150%	871	11	10	802
250%	500	—	—	500
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	118,451	5,896	10	117,182

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(1) 適格金融資産担保

定期性預金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めています。

(2) 貸出金と自金庫預金との相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は定期性預金とし、信用リスク削減額については、満期日が貸出金の期限を超える預金について相殺しています。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び(一社)しんきん保証基金が保証している保証債権 (保証されている部分に限る) について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保	保 証	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	887	871	8,089	8,274	—	—

(注) 適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

自己資本の充実の状況等

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

● 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、経営体力や管理能力等に見合った株式等の運用に心掛け、リスク管理の徹底により適正な収益を確保する方針です。

株式等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に被るリスク（価格変動リスク）を伴いますが、保有する株式等については銘柄ごとに定期的に評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には内部規程に基づき適切に処理することとしています。また、価格変動リスクについてはその他のリスクと共に ALM 委員会への報告事項としています。

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	932	932	869	869
非上場株式等	679	679	679	679
合 計	1,612	1,612	1,549	1,549

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、信金中央金庫の優先出資証券が含まれております。
3. 非上場株式等には、信金中金出資金及びその他出資金が含まれております。

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
売 却 益	—	136
売 却 損	—	13
償 却	—	—

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
評 価 損 益	103	293

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,404	3,216
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等

● 金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book ※）については、毎月末を基準日として月次でIRRBBを計測しており、金利変化時の影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っております。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

(2) リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来のキャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識や、固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の期限前解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。当金庫は内部モデルの使用はありませんが、それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

①流動性預金の満期の認識

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。流動性預金のうち、現残高の半分以上を上限とし、5年後までに滞留すると見込まれる金額をコア預金（最長5年、平均期間2.5年）と認識しています。流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年の取引として金利リスクを計測しています。

②固定金利貸出の期限前返済や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

③複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(3) 金利リスク

表IRRBB1は、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ Δ EVE）及び金利収益変動（ Δ NII）を示しております。パーゼル規制第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）として、過度に金利リスクを取っている銀行を抽出するための「重要性テスト」があります。これは金融庁指定のシナリオに基づく Δ EVEの自己資本の額に対する比率を算定し、金融庁が結果をモニタリングするものです。当金庫の2026年3月末の Δ EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定シナリオのうち上方パラレルシフトの Δ EVEが最大値となります。「重要性テスト」の結果は、監督上の基準値である20%に対し、現在超過している状態となっておりますが、自己資本の額6,959百万円に対し最大リスク量は3,399百万円と余裕を確保していると考えられます。また、運用ポジションの変更や市場環境の変化を主要因に前事業年度末より最大リスク量は減少しております。

Δ NIIについては、金利上昇シナリオにおいて364百万円金利収益が減少する結果となります。

なお、計測対象、各計数の定義及び計算前提は以下のとおりです。

計測対象

当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えられとされる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（銀行の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

各計数の定義及び計算前提

・ Δ EVE

金利ショックに対する現在価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額
（現在価値が減少する場合を正で表示しています。）

・ Δ NII

算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額
（収益が減少する場合を正で表示し、増加する場合に負で表示しています。）

自己資本の充実の状況等

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
1	上方平行シフト	3,399	4,051	364	359
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,619	3,090		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,399	4,051	364	359
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	2025年度		2024年度	
		6,959		6,971	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬体系

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	52

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」52百万円となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和7年度において対象役員が受け取り報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

● 会計監査人の監査の報告について

・令和8年6月29日開催の第78回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、よあけ監査法人（公認会計士中津智志氏、公認会計士岡田裕人氏）の監査を受けております。

地域密着型金融推進計画の進捗状況

● 地域密着型金融の取組みについて（令和7年4月～令和8年3月）

令和7年度の地域密着型金融の取組みにおいては、「1. 個々の課題に応じた取引企業の支援強化」「2. 事業性評価によるタイムリーな資金供給」「3. 外部支援機関との連携」等の推進に、引き続き積極的に取組んでまいりました。

具体的な取組み内容

1. 個々の課題に応じた取引企業の支援強化

・経営改善支援

地域の発展には、地元の中小企業が健全に存続し発展していくことが重要であり、信用金庫は地元の繁栄、地域中小企業の発展について、使命共同体として役割を果たしていくことが必要であります。企業の経営改善支援にあたっては、決算書、試算表などの表面的な計数のみで判断することなく、企業の技術力や営業力、成長性、経営者の経営能力や人間性、業況等を勘案した上で、取引先個々の課題や問題点を洗い出し、その上で取引先経営者とともに、事業改善計画、収支計画を策定し、将来に亘り継続安定したキャッシュフローが確保できるよう、経営者と一体となり経営改善に取り組んでおります。令和7年度は、重点支援先39先を選定し、事業計画書の作成、PDCAサイクル手法等により経営改善支援を行いました。今後もモニタリングの徹底を図り企業実態の把握に努め、継続的にきめ細かな経営相談にあたり、柔軟な姿勢で条件緩和等を含めたサポートに取り組んでまいります。

・事業再生支援

地域が安定して継続していくには、地域経済を支える中小企業の事業再生が不可欠であります。そのために、取引先の生産性の向上、新たな付加価値の創出のため、事業再生支援に取り組んでおります。今後も、地元企業の存続を図るため、企業実態の把握に努め、対象企業に適した手法を用い、企業再生支援に取り組んでまいります。

2. 事業性評価によるタイムリーな資金供給

顧客へのきめ細かな訪問活動により、取引先とのコミュニケーションを図り、企業実態を把握し、事業性評価による与信判断に努めております。また令和7年度は、国内外の環境の変化や気候変動により資金繰りに影響が出ている事業所の支援のため、「米国関税措置等に伴う相談窓口」「渇水等に関する相談窓口」の設置、「渇水関連対策特別資金」を取扱いました。引き続き、タイムリーな資金供給や条件変更等により、事業所の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいります。

3. 外部支援機関との連携

当地域では、人口減少や事業承継問題で厳しい状況が続いております。地元企業の付加価値を高め、安定して事業が継続されるよう、新潟県信用保証協会各種支援メニューの活用、新潟県中小企業活性化協議会、新潟県よろず支援拠点、新潟県事業承継・引継ぎ支援センター、日本M & Aセンター等外部支援機関の積極的な活用に努めました。そして、事業所の課題である財務内容の改善、販路拡大、人材の確保、事業承継・M & A、DX、創業等に事業所と課題を共有し、課題解決を図っております。さらに、日本政策金融公庫、地公体、商工会議所・商工会等各種団体との連携により、協調融資や各種経営支援に取り組んでまいります。

地域金融円滑化の取組み

■ 地域金融円滑化のための基本方針

新井信用金庫は、平成 25 年 3 月末に金融円滑化法の期限が到来しましたが、その後も対応方針に何ら変わりなく、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化の実施に向けた管理態勢

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、金融円滑化に係る管理方針、管理規定を定めて以下の態勢のとおりとしております。

- ① お客様の新規融資や条件変更等のお申込みに対しては、お客様の経営実態等を踏まえて、適正な審査を行ってまいります。
- ② お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する適切な支援を行ってまいります。
- ③ お客様との与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）のご相談・お申込みに対し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行ってまいります。
- ④ お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施してまいります。
- ⑤ お客様の事業価値を見極め、金融円滑化の取組みを実効的に進めるため、職員の目利き力向上に努めてまいります。
- ⑥ 金融円滑化の取組みに対し適切な対応を図るために必要な施策を適切に行ってまいります。
- ⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた適切な対応を図ってまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証のガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和7年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は323件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は33.0%、保証契約を解除した件数は2件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立要件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は0件でした。

■経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行い、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況、事業性評価等の内容を踏まえて、総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係がなく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
。総代の任期は3年です。 。総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- (2) 総代の選任方法
総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次により選任されます。
①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。 ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

3. 総代候補者選考基準

- ①資格要件。当金庫の会員であること
- ②適格要件。総代としてふさわしい見識を有している人 。良識をもって正しい判断ができる人 。人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解し、金庫経営ならびに事業発展に協力的な人 。その他総代選考委員が適格と認めた人

4. 第78期 通常総代会の決議及び報告事項

第78期定時総代会（令和8年6月29日）において、次の事項が付議されました。
第1号議案 第78期（令和7年度）業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件
第2号議案 剰余金処分案承認の件：原案通り承認されました。

5. 総代の氏名：(注)丸数字は総代の就任回数

選任区域	人数	氏 名							
1区	7名 欠1	河野正一郎⑦	建入 英一⑦	羽鳥 雄一③	矢崎 賢一④	嶺村 康弘⑥	古川 正人③		
		横尾 良一③							
2区	8名	和田 光司⑦	滝坂 康史⑤	尾寄 智也③	岡田 巖⑩	田中 義之④	増村 智①		
		山本 一久⑪	池田 哲郎⑨						
3区	11名	山田 隆司③	池田 和資③	西脇 一幸①	須崎 正彦⑤	中田 清一⑤	和田 知成⑧		
		堀 俊幸⑭	樗沢 崇①	堀 一秀①	関 彰③	長谷川 寛④			
4区	8名	竹内 勉⑫	太田 憲一⑧	古川 重成⑦	石曾根公二⑦	高原 潤①	鳥居 浩一①		
		大野 正信⑧	東條 邦昭⑭						
5区	21名	中多 俊一⑧	樗沢 秀久⑥	長崎 謙一③	岩崎 規重②	浜田 恭次⑧	望月 秋男①		
		川上 一郎⑤	望月 利一④	清水 直春③	古川 昭一③	野本 和博⑯	荒井金之助⑮		
		武 和男⑧	武田 宗一⑤	加藤 正浩④	丸山 善宏④	村越 恵子③	北村 裕之③		
		竹田 祐一②	築田 秀敏②	上野 和博①					
6区	13名	小嶋 靖夫⑧	早津 三郎⑤	桐山 明洋⑤	竹内 靖彦③	古川由美子③	陸川 陽一②		
		島田 俊夫⑫	木村 孝貴⑦	宮下 恒一⑤	渡邊 政彦②	樋口 隆史①	倉井 直人③		
		細山 剛①							
7区	20名 欠1	小林 修一⑪	佐藤 義博⑤	若月 新一④	川久保 守③	細川 輝幸②	小林 弘一②		
		池田 紀昭①	中田 正⑦	猪又 史博⑨	大島 久利⑤	小竹 征紀③	富田 一弥②		
		関間 厚⑬	水澤 俊彦④	小林 秀和③	小山 隆一③	山本 篤③	古江 和博②		
		大嶋 哲①	丸山 君男①						

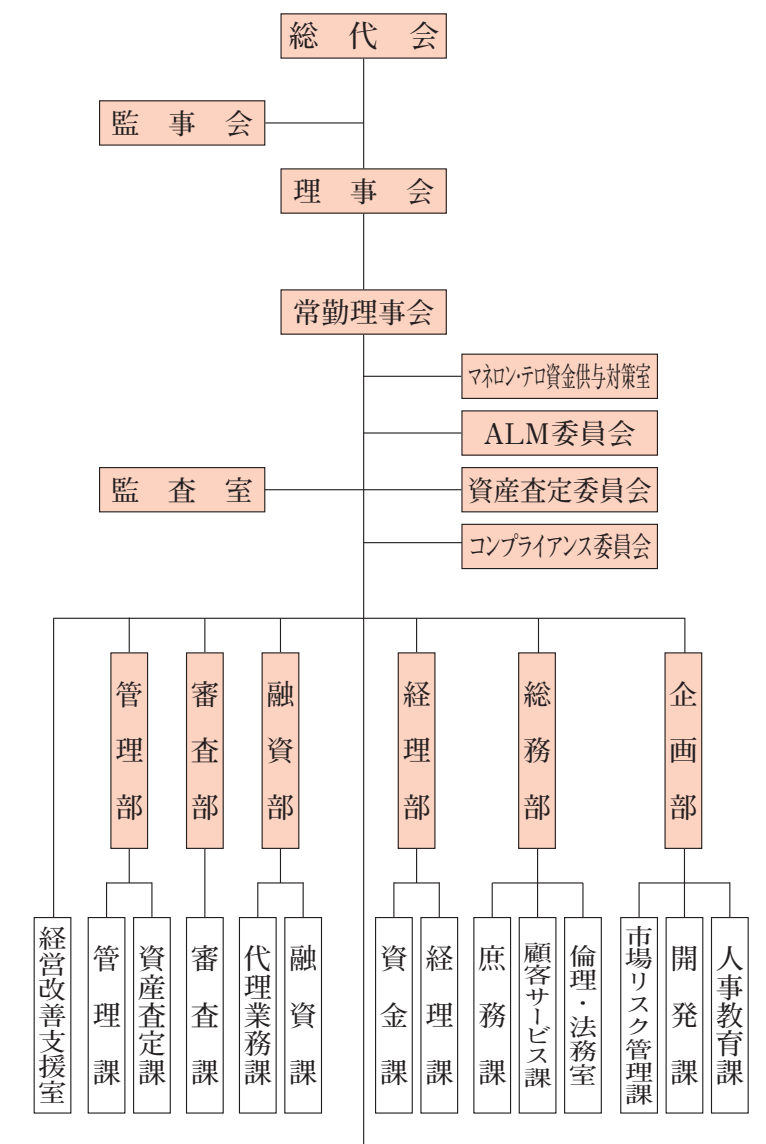
6. 総代属性等別構成比

職業別：法人・法人代表者79%、個人事業主12%、個人9%
年代別：70歳代以上46%、60歳代30%、50歳代21%、40歳代3%
業種別：建設業33%、小売業23%、サービス業18%、製造業12%、卸売業5%、飲食業1%、不動産業1%
(注)業種別の構成比は、法人・法人代表者及び個人事業主に限る

組織図・役員

(令和8年6月末現在)

■本部



■役員

会長	横山孝雄
理事長	丸山利之
専務理事	阿部直樹
常務理事	高橋浩明
常勤理事	清水裕
常勤理事	博田哲
常勤理事	横山高士
理事	大嶋文夫
常勤監事	山川久幸
監事	田地野庄一郎
監事	尾島弘恵

※上記の役員のうち

職員外理事

大嶋文夫

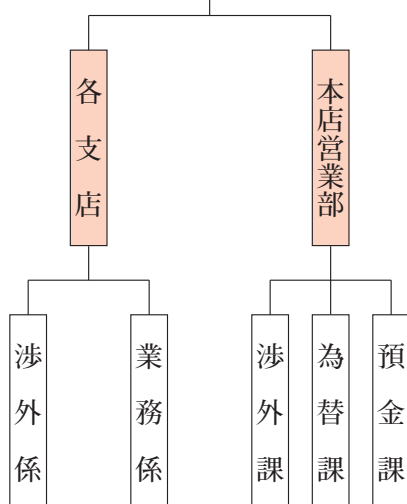
員外監事

田地野庄一郎

■会計監査人

よあけ監査法人 (令和8年6月末現在)

■営業店

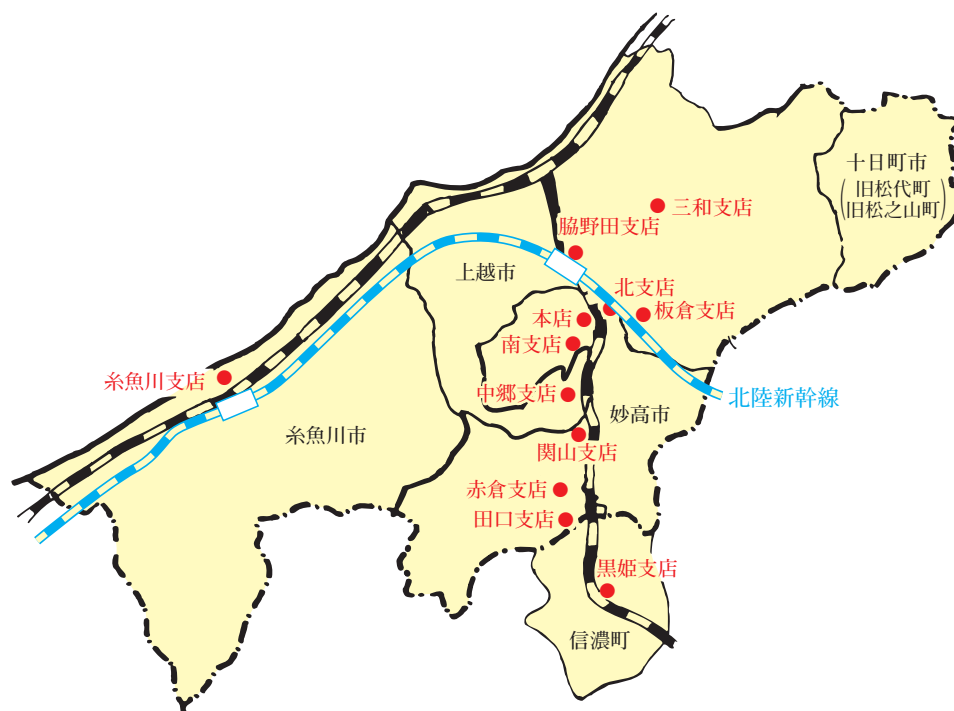


※当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、独立した部署として、マネロ・テロ資金供与対策室を設置し、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

昭和23年	市街地信用組合法による信用組合設立	19年	退職者向け「グッドライフプラン」発売 カードローン「スマイル」取扱開始
25年	協同組合法による信用協同組合の事業開始	20年	創立 60 周年記念事業実施 (1)妙高市へ障害者相談員支援車両 1 台寄贈 (2)妙高市社会福祉協議会へケアマネジメント 車両 2 台寄贈 (3)妙高市障害者施設に大型 TV 寄贈 (4)妙高市、上越市、糸魚川市、信濃町に緑化 事業を支援 (5)商工会議所商工会へ「プレミアム商品券」 の協力を支援
27年	信用金庫法による信用金庫となる	21年	「エコアクション21」認証取得、定期積金「チ ャレンジ21」キャンペーン契約額48億円達成、 中小企業金融円滑化のため取組実施
28年	田口支店開設	22年	豪雪対策特別資金、雪害無担保ローン取扱開 始、地震対策特別資金、災害復旧無担保ロー ン取扱開始
33年	総預金量 2 億円、会員数 2,178 名	23年	除雪機ローン取扱、雪害対策相談窓口設置し、 雪害対策特別資金取扱、雪害無担保ローン取扱
39年	赤倉出張所開設、42年支店に昇格	24年	総預金量 1,000 億円達成、改組 60 周年記念定 期預金、記念新活用ローン発売、でんさいネッ トの取扱開始、通帳記帳相互開放、経営改新等 支援機関に認定
40年	長野県信濃町営業地区認可	25年	市場リスク管理課を新設 創立 65 周年記念、エコ定期預金・エコ定期積 金・特活用ローン発売 NISA（少額投資非課税制度）口座の取扱開始
43年	総預金量 44 億円、会員数 4,155 名 創立 20 周年 本店新築落成	26年	「チャレンジ 21 定期預金・定期積金」発売 新井商工会議所・妙高商工会・妙高高原商工 会と「創業・新事業支援」の覚書を締結 「北陸新幹線・えちごトキめき鉄道開業」の記 念定期発売
44年	上越市、糸魚川市、東頸城、西頸城営業認可	27年	妙高市と「地方創生に向けた包括提携」と「妙高 市における見守り活動」の 2 分野で協定を締結 日本政策金融公庫と農業分野支援のため CDS（信 用補完制度）に関する基本契約を締結
46年	黒姫支店開設	28年	妙高市、新井商工会議所など 6 団体の連携に よる「妙高市創業支援セミナー」に参画 「はねうま定期預金」「相続定期預金」発売
49年	糸魚川支店開設	29年	新商品「フリーローン（しんきん保証基金保証付き）」 の取扱開始、6 団体連携による「創業支援・異業種 交流懇談会」を開催、特別融資「企業成長支援資金」 取扱開始、「夢わくわく定期預金」発売
50年	第一次オンライン開始	30年	70 周年記念特別定期預金「絆」、70 周年記念 特別定期預金「エコ定期預金」発売、「70 周年 記念特別資金」取扱開始 総預金量 1,058 億円、会員数 7,516 人
53年	創立 30 周年記念事業実施 青少年図書充実基金として 1,000 万円寄付 総預金量 218 億円、会員数 5,592 名	令和元年	特別融資「令和地域創生支援資金」の取扱開始、 定期預金「チャレンジ 21」を発売 総預金量 1,060 億、会員数 7,515 人
55年	脇野田支店開設	令和 2 年	「SDGs宣言」を致しました
57年	中郷支店開設	3 年	総預金量 1,128 億円、会員数 7,406 人
58年	日本銀行取引開始、第二次オンライン開始 青少年図書充実基金に 1,000 万円追加寄付	4 年	特別融資「事業継続支援資金」の取扱開始 特別融資「少雪対策特別資金」の取扱開始 街なか活性化のため、妙高市へ大型 TV 1 台寄贈
59年	国債窓販取扱開始 南支店開設	5 年	災害特別緊急融資の取扱開始
61年	松下電子新井工場に店外 CD 設置	6 年	「災害特別緊急融資」の取扱開始
63年	関山支店開設、総預金量 456 億円、会員数 6,778 名	7 年	「降雪関連対策特別資金」の取扱開始 「能登半島復興応援定期預金「エール」」取扱開始 危機事象発生における業務連携に関する覚書締結 渇水関連対策特別資金取扱 しんきん DB 導入 本店営業部窓口支援システム導入 メンバープラス定期預金取扱 まちなか+にデジタルサイネージ 2 台寄贈
平成元年	第三次オンライン開始 新井ショッピングモール共同店外 CD 設置 定期積金「チャレンジ 21」キャンペーン契約額 40 億円達成	8 年	為替 BPO スタート
平成 2 年	ATM・CD稼働時間（平日）延長 8:45～19:00 サンデーバンキング開始（本店）		
3 年	新井しんきんビジネスクラブ発足 板倉支店開設、両替商開始、年金相談室開始		
4 年	ATMによる振込・振替サービス開始		
5 年	北支店開設		
6 年	夢付き懸賞金付定期預金「よろこび」発売		
7 年	中頸城郡三和村、頸城村、大潟町営業地区認可 7.11 水害緊急対策特別融資実施 年金受給者金利 1 % 上乗せ優遇定期「ふくふく」発売 ATM・CD稼働時間（平日）8:00～20:00延長		
8 年	本店にエレベーター設置 ATM・CD祝日稼働開始		
9 年	ATM下町出張所開設 懸賞品付定期預金「夢わくわく」発売		
10年	創立 50 周年記念事業実施 (1)新井頸南行政組合にヘルパー車 9 台寄贈 (2)みなかみの里へ福祉車 1 台寄贈 三和支店開設、総預金量 763 億円、会員数 7,355 名 出資オンラインへ移行		
11年	テレホンバンキング、休日ローン相談開始		
12年	公認会計士による監査制度を導入 ホームページの立ち上げ、ネットバンキング開始		
13年	保険窓販開始 ATM稼働時間（平日）7:00～23:00延長		
14年	生命保険窓販開始 新潟産業創造ファンドに出資		
15年	リレーションシップバンキング機能強化計画作成・実施 2月 IY バンクとの ATM 提携		
16年	リレーションシップバンキング機能強化計画実施 印鑑照会システムの導入		
17年	毎週日曜日ローン相談室を開設		
18年	雪害特別無担保ローン取扱開始、保証協会と提携 した会員向け商品「アローズ」取扱開始、県内統 一商品「しんきんキャッスル」取扱開始、少雪対 策特別資金取扱開始、COM サーバー入替		

■営業地域のご案内

(令和8年6月末現在)



■ATM 設置状況

店 内	本店・南支店・北支店 2 台, 各支店 1 台		計 15 台
店 外	新井ショッピングモールコア共同出張所	1 台	計 2 台
	本店営業部下町出張所	1 台	

※ATM稼動時間【平日】AM7:00～PM9:00【土・日・祝日】AM8:00～PM7:00

■店舗のご案内

本 店	新潟県妙高市栄町 2-3	☎ 0255 (72) 3101
田口支店	新潟県妙高市大字関川 8-2	☎ 0255 (86) 3151
赤倉支店	新潟県妙高市大字赤倉 448	☎ 0255 (87) 2223
黒姫支店	長野県上水内郡信濃町大字柏原 74-1	☎ 026 (255) 2578
糸魚川支店	新潟県糸魚川市寺町 3 丁目 9 番 7 号	☎ 025 (552) 5566
脇野田支店	新潟県上越市大和 1 丁目 7 番 9 号	☎ 025 (522) 1160
中郷支店	新潟県上越市中郷区板橋 466-1	☎ 0255 (74) 3201
南支店	新潟県妙高市学校町 3 番 25 号	☎ 0255 (72) 5128
関山支店	新潟県妙高市大字関山 1673-24	☎ 0255 (82) 2200
板倉支店	新潟県上越市板倉区針 794	☎ 0255 (78) 3321
北支店	新潟県妙高市柳井田町 2 丁目 8 番 26 号	☎ 0255 (72) 7770
三和支店	新潟県上越市三和区番町 1713-2	☎ 025 (532) 4530

当金庫のホームページアドレス

<http://www.shinkin.co.jp/arai>

信用金庫の「中央金融機関」のご紹介

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

会社概要

創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量

30兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,324人



拠点数

国内14拠点
海外5拠点※



親会社株主に帰属する 当期純利益

430億円



連結自己資本比率

21.95%



※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。

2026年3月末時点

事業内容

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

格付会社	長期	アウトルック	短期
ムーディーズ	A 1	安定的	P - 1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A - 1
格付投資情報センター	A +	ポジティブ	－
日本格付研究所	A A	安定的	－

2026年3月末時点

中期経営計画「SCB戦略2025」



信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に所在する 254 の信用金庫は約 7,000 店舗のネットワークを形成しているほか、約 161 兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

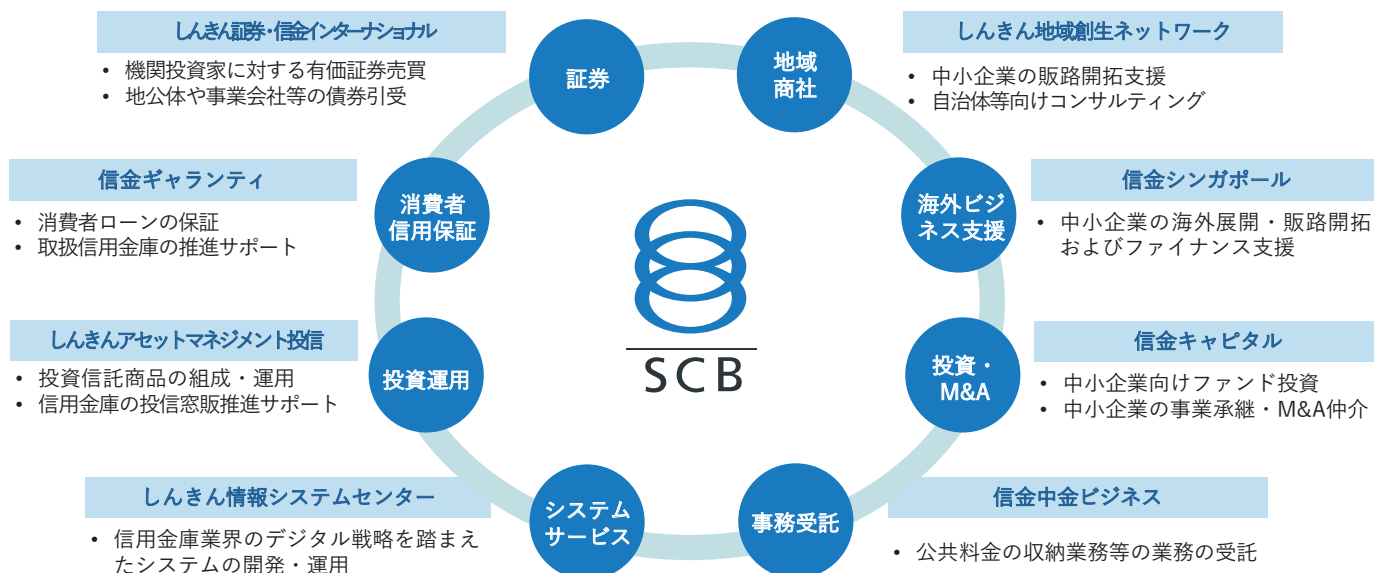
また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いソリューションを提供しています。

海外には5拠点※を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。



※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。

グループ会社の紹介



信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目

このディスクロージャー資料は、信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに記載しております。

1 金庫の概況及び組織に関する事項		5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 事業の組織	49	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金	24・25・26・27・28・29・30・31
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	49	処分計算書又は損失金処理計算書	
(3) 事務所の名称及び所在地	51	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
2 金庫の主要な事業の内容	12・13・14	・リスク管理債権	
3 金庫の主要な事業に関する事項		①破綻先債権に該当する貸出金	32
(1) 直近の事業年度における事業の概況	15	②延滞債権に該当する貸出金	32
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	32
①経常収益	16	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	32
②経常利益又は経常損失	16	・金融再生法開示債権	
③当期純利益又は当期純損失	16	①金融再生法開示債権	32
④出資総額及び出資総口数	16	②金融再生法開示債権保全状況	32
⑤純資産額	16	(3) 自己資本の充実状況等	
⑥総資産額	16	①自己資本調達手段の概要	33
⑦預金積金残高	16	②自己資本の構成に関する事項	33
⑧貸出金残高	16	③自己資本の充実度に関する事項	34
⑨有価証券残高	16	④信用リスクに関する事項	34・35・36・37・38・39・40
⑩単体自己資本比率	16	⑤信用リスク削減手法に関する事項	40
⑪出資に対する配当金	16	⑥派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	41
⑫職員数	16	⑦証券化エクスポージャーに関する事項	41
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		⑧出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	41
①主要な業務の状況を示す指標		⑨リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
ア 業務粗利益及び業務粗利益率	20	エクスポージャーに関する事項	42
イ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	20	⑩銀行勘定における金利リスクに関する事項	42
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の		(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、	
平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	21	時価及び評価損益	
エ 受取利息及び支払利息の増減	21	①有価証券	
オ 総資産経常利益率	21	ア 売買目的有価証券	該当なし
カ 総資産当期純利益率	21	イ 満期保有目的の債券	23
②預金に関する指標		ウ その他有価証券	23
ア 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高	17	エ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの	該当なし
イ 固定金利定期預金・変動金利定期		オ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	23
預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	17	②金銭の信託	22
③貸出金等に関する指標		③第102条第1項第5号に掲げる取引	
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	18	デリバティブ取引	
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	18	ア 金利関連取引	該当なし
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	18	イ 通貨関連取引	該当なし
エ 用途別の貸出金残高	18	ウ 株式関連取引	該当なし
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	19	エ 債券関連取引	該当なし
カ 預貸率の期末値及び期中平均値	19	オ 商品関連取引	該当なし
④有価証券に関する指標		カ クレジットデリバティブ取引	該当なし
ア 商品有価証券の種類別の平均残高	22	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高・種類別の平均残高	22	(6) 貸出金償却の額	36
ウ 預証率の期末値及び期中平均値	22	6 報酬体系について	44
4 金庫の事業の運営に関する事項		7 地域密着型金融推進計画の進捗状況	45
(1) リスク管理の体制	4	8 地域金融円滑化の取組み	46
(2) 法令遵守の体制	4	9 経営者保証に関するガイドラインの活用状況	47
(3) 金融ADR制度への対応	5	10 総代会制度	48

子会社及び関連会社等はありません。
国際業務部門は取り扱っておりません。



 **新井信用金庫**

〒944-8601 妙高市栄町2番3号